

労働者派遣実施事務所に係る産業医業務等委託 仕様書

1 件名

労働者派遣実施事務所に係る産業医業務等委託

2 産業医業務を行う実施事務所の場所

別紙1のとおり

3 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 訪問頻度

- ・別紙1のとおり
- ・1回1時間を目安とする。

5 訪問日時

別紙1の実施事務所と適宜調整する。

6 委託内容

(1) 該当する実施事務所への産業医業務

- ① 健康診断事後措置・面談
- ② 職場巡視
- ③ 衛生委員会への出席
- ④ 各種安全・健康・衛生指導

(2) 衛生委員会立ち上げ業務（別紙1の新規立ち上げ事務所のみ）

- ① 衛生委員会の基礎知識
 - ・人選方法
 - ・開催方法
 - ・進行例
 - ・衛生委員会のテーマの提供
 - ・議事録作成方法等
- ② 初回の衛生委員会への立ち会い指導（オンラインでも可）

7 代替人員の確保

産業医が、休暇や病気などの理由により、訪問できない場合には、受託者は代替の産業医を訪問させることとする。

ただし、委託者が代替の産業医の訪問を必要でないとした場合には、この限りではない。

8 産業医の交替

(1) 産業医が業務に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、委託者は受託者にその理由を示し、産業医の交替を要請することができる。

(2) 委託者は、受託者の都合により産業医を交代する場合には、原則として交替する日の10日前までにその旨を事前に委託者に通知するとともに、後任産業医に、業務内容の引き継ぎを行い、以降の業務に支障がないような措置を講ずる。

なお、この場合の費用負担は、受託者のものとする。

9 委託費の支払い

- (1) 産業医の訪問料金は、月額で支払うものとする。
- (2) 産業医の訪問に伴う交通費の実費は、委託費に含むものとする。

10 守秘義務の遵守

産業医及び衛生委員会立ち上げ業務に関わる者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

11 その他

その他本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者とで協議の上決定する。

1 隔月訪問事務所

	事業所名	産業医訪問回数	住所
1	さいたま市事務所	6回(隔月)	埼玉県さいたま市大宮区土手町1-213-1 大宮ふれあい福祉センター4階
2	熊谷市事務所	6回(隔月)	埼玉県熊谷市江南中央1-1
3	所沢市事務所	6回(隔月)	埼玉県所沢市小手指町1-5 小手指タワーズエバースカイタワー203
4	加須市事務所	6回(隔月)	埼玉県加須市礼羽63
5	本庄市事務所	6回(隔月)	埼玉県本庄市小島南1-8-4
6	春日部市事務所	6回(隔月)	埼玉県春日部市中央2-24-1 あしすと春日部3階
7	狭山市事務所	6回(隔月)	埼玉県狭山市狭山台1-21
8	鴻巣市事務所	6回(隔月)	埼玉県鴻巣市関新田1800番地
9	深谷市事務所	6回(隔月)	埼玉県深谷市上野台2567
10	上尾市事務所	6回(隔月)	埼玉県上尾市大字平塚3001
11	草加市事務所	6回(隔月)	埼玉県草加市手代2-17-17
12	越谷市事務所	6回(隔月)	埼玉県越谷市東越谷1-5-6
13	戸田市事務所	6回(隔月)	埼玉県戸田市大字新曽933-2
14	入間市事務所	6回(隔月)	埼玉県入間市宮寺4102-288
15	朝霞地区事務所	6回(隔月)	埼玉県朝霞市本町1-26-1 朝霞市民会館5階
16	新座市事務所	6回(隔月)	埼玉県新座市堀ノ内3-4-11
17	桶川市事務所	6回(隔月)	埼玉県桶川市北1-12-10
18	久喜市事務所	6回(隔月)	埼玉県久喜市間鎌251-1 栗橋総合支所2階
19	三郷市事務所	6回(隔月)	埼玉県三郷市花和田638-1 三郷市健康福祉会館内
20	蓮田市事務所	6回(隔月)	埼玉県蓮田市黒浜2799番地1 蓼田市役所西棟1階
21	幸手市事務所	6回(隔月)	埼玉県幸手市大字幸手2262
22	白岡市事務所	6回(隔月)	埼玉県白岡市小久喜1229-6
23	伊奈町事務所	6回(隔月)	埼玉県北足立郡伊奈町中央4-400
24	松伏町事務所	6回(隔月)	埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東3-4-1
25	秩父市事務所	6回(隔月)	埼玉県秩父市野坂町1-13-14
26	北本市事務所	6回(隔月)	埼玉県北本市深井2-86
27	八潮市事務所	6回(隔月)	埼玉県八潮市伊勢野257
28	嵐山町事務所	6回(隔月)	埼玉県比企郡嵐山町千手堂156-3
29	小川町事務所	6回(隔月)	埼玉県比企郡小川町腰越239-1

2 毎月訪問事務所(隔月でオンライン利用可)

	事業所名	産業医訪問回数	住所
1	川越市事務所	12回(毎月)	埼玉県川越市石原町2-33-13
2	坂戸市事務所	12回(毎月)	埼玉県坂戸市大字石井2327-5
3	鶴ヶ島市事務所	12回(毎月)	埼玉県鶴ヶ島市脚折1562-1
4	入間東部事務所	12回(毎月)	埼玉県ふじみ野市亀久保3-3-17
5	毛呂山町事務所	12回(毎月)	埼玉県入間郡毛呂山町前久保南4-25-32

3 新規立ち上げ事務所(開始時期は甲と協議すること)

	事業所名	産業医訪問回数	住所
1	上里町事務所	3回(下半期、隔月)	埼玉県上里町大字神保原町1401